

令和8年度事業計画について

第1 基本方針

安全かつ円滑な交通社会を実現するため、「人優先」の交通安全思想を基本とし、地域における市民等の自主的活動の輪を広げ、それらを有機的に連携・協力する地域的なネットワークを構築することにより、交通事故の実態と社会情勢の変化に対応した適切かつ効果的な交通安全対策を連携して取り組んでいくとともに、市民一人一人が相互理解と思いやりの心を持って、交通事故を起こさない、交通事故に遭わないという意識を持ち、交通事故のない、安全で明るく住みよいまちづくりに寄与する。

第2 年間スローガン

「ゆずりあい 人も車も いい笑顔」

第3 年間重点事項

◎ 特別重点事項 「交通死亡事故の抑止」

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 こどもの交通事故防止
- 3 道路横断中の交通事故防止
- 4 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶
- 5 自転車利用時の交通ルール遵守による交通事故防止とヘルメットの着用
- 6 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 7 交差点・カーブ等における交通事故防止
- 8 ゆずりあい運転の実践

第4 年間重点事項の推進方法

◎ 特別重点事項 「交通死亡事故の抑止」

県内の交通死亡事故は減少傾向にあるものの、令和7年は、県内において集中的に交通死亡事故が発生し、交通死亡事故多発全県警報、交通死亡事故多発注意報を発令した。

令和8年は交通死亡事故の更なる減少を目指すため、昨年に引き続き「交通死亡事故の抑止」を特別重点事項として、年間を通じて交通安全運動に取り組むこととする。

1 高齢者の交通事故防止

交通事故死者に占める高齢者の割合が依然として高い状況にあることを踏まえ、高齢者及び一般運転者への交通安全意識の浸透を図るため、あらゆる機会を通じて交通安全を呼びかけるなど、きめ細かな交通安全活動の推進を図る。

(1) 高齢歩行者等対策

ア 交通事故の実態に応じた街頭指導・個別訪問指導、参加・体験・実践型の交通安全教室などの開催を推進し、高齢者自身が、目立つ色の服装、夜光反射材用品の着用や近くに横断歩道がある場合は、必ず横断歩道を渡ることとし、その際は手をあげるなどして運転手に対して横断する意思を明確に伝える等、加齢に伴って生じる身体機能の変化（認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化等）を踏まえた「自分の安全は自分で守る」という安全意識の浸透を図る。

イ 高齢者に対する交通安全指導者を各地域に養成し、老人クラブ活動などあらゆる機会をとらえた実践的で身近な交通安全教育活動を推進する。また、高齢者自身が交通安全ボランティア活動のリーダーとして、高齢者間の相互啓発を行い、安全意識の高揚を図る。

ウ 毎月15日の「シルバー交通安全の日」に合わせ、広報・啓発活動を実施する。

エ 家庭や地域においては、高齢者が外出する際には、用件はなるべく日中に済ますよう促し、夕暮れ時や夜間に外出する際は、交通事故に遭わないよう一声かけたり、運転者から発見されやすいよう明るい目立つ色の服装及び、夜光反射材用品や懐中電灯等（以

下、「夜光反射材用品等」という。)の活用を呼びかけるなど、安全意識の高揚を図る。

オ 高齢者が自転車を利用する際は、交通ルールの遵守やヘルメットの着用を呼びかけるほか、高齢者を対象とした自転車シミュレータやスタントマンが交通事故を再現するスケアード・ストレイト教育技法を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、自転車の安全利用を図る。

カ 認知症り患者等交通事故に関与するおそれのある高齢者について、地域包括支援センター等福祉機関や関係機関・団体と情報共有を図るとともに、高齢者福祉施設については、適正な施設の管理や所在不明高齢者の早期通報を呼びかけ、交通事故防止を図る。

(2) 高齢運転者対策

ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下するなど）等を踏まえ、交通事故の防止・被害軽減に役立つ「衝突被害軽減ブレーキ」、「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」などの安全装置を搭載した安全運転サポート車を活用した参加・体験・実践型の交通安全講習会を開催するほか、既存の所有車への後付けのペダル踏み間違い時加速抑制装置の設置について周知するなど、その普及啓発を図る。

イ 高齢運転者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室などにより、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるとともに、能力に応じたゆとりのある運転を実践できるように呼びかける。

ウ 運転に少しでも不安を感じるようになったり、自信がなくなったという高齢運転者には、家族などと運転免許証の自主返納について話し合う機会を設けるよう働きかけるほか、地元企業等の協力を得ながら、運転免許証自主返納者支援事業「運転卒業サポート」を活性化させるなど、運転免許証を返納しやすい環境整備に努める。

エ 安全運転相談窓口#8080（シャープハレバレ）の周知を図る。

(3) 一般運転者対策

ア 高齢者の行動特性や交通事故の特徴を十分認識させ、高齢歩行者、電動車いすの利用者、自転車利用者を保護するため、生活道路等では速度を控えめにするなど、思いやりとゆずりあい運転の実践を呼びかける。

特に、横断歩道付近で高齢歩行者等を見かけたら速度を落とし、横断しようとする高齢歩行者等がいれば、その通行を妨げないよう必ず一時停止して、歩行者の保護の徹底を図る。

イ 夕暮れ時や夜間における高齢者の道路横断中の事故が多発していることから、横断者を早く発見するため、早めのライト点灯と、対向車や先行車がないときの上向きライト（ハイビーム）使用の定着を図る。

ウ 高齢運転者標識（高齢者マーク）を付けた車両や高齢運転者を見かけたら、思いやり運転に心がけ、車間距離をとり、急な進路変更等を慎むよう呼びかける。

※ 高齢運転者安全運転等支援事業の詳細については、別紙2のとおり（P20～22）。

2 こどもの交通事故防止

こどもに交通ルールを守る規範意識や他者への思いやりなどを身に付けさせ、健全な交通社会の構築に向け将来を見据えた交通安全教育を推進する。

幼児・児童・生徒の自転車乗用時における乗車用ヘルメットの着用と、幼児を幼児用補助いすに乗せる場合のヘルメット及びシートベルト着用等の安全利用の促進を図る。

(1) こどもの交通安全教育

ア 家庭においては、交通事故に遭わないようこどもに注意を促すとともに、一緒に外出する際、道路の安全な通行方法を指導するなど、的確な判断と安全な行動ができるこどもを育成する。

イ 大人自身が規範意識を確立し、こどもの手本となるよう正しい交通ルール・マナーを
実践するよう呼びかける。

ウ 学校においては、家庭・地域及び関係機関・団体と連携を図りながら、日常の教育活
動のあらゆる場面において、交通安全教育を計画的・継続的に行う。

特に、飛び出しや自転車事故（加害事故の防止を含む。）など、こどもの交通事故の特
徴に対応した実践的な交通安全教育の推進を図る。

(2) こどもの誘導・保護活動の推進

ア 地域においては、ボランティア団体等との連携を図り、交通教室や街頭指導活動を積
極的に推進し、交通ルールとマナーに従った安全行動を実践させる。特に、こども・父
母・祖父母等世代間交流により、各世代が交通安全について、互いに注意を呼びかける
場を設けるなど、効果的な交通安全教育及び普及啓発活動の推進に努める。

イ 運転者に対し、こどもの行動特性や交通事故の特徴を十分認識させ、生活道路等にお
ける減速運転など、思いやりとゆずりあい運転を実践させる。

特に、横断歩道等の付近でこどもを見かけたら、急な飛び出しなどに注意し、速度を
落とし、横断歩道等を横断しようとするこどもを見かけたら、通行を妨げないよう必ず
一時停止をして、歩行者等保護の徹底を図る。

(3) 通学路等における安全環境整備の推進

こどもの通行の安全を確保するため、関係者を交えて、危険箇所の把握及び周知を図
り、通学路・通園路の整備を推進する。

3 道路横断中の交通事故防止

令和7年の本県における信号機のない横断歩道において横断しようとする歩行者がいた場
合の自動車の一時停止率は、74.5パーセントと令和6年の68.8パーセントより上昇したもの
の、依然として4台に1台の自動車が一時停止をしていない。横断歩道を横断する歩行者が
いれば、必ず一時停止しなければならないことはマナーではなくルールであることを周知徹
底し、道路横断中の交通事故防止を図る。

(1) 運転者対策

自動車運転者は、横断歩道の付近で歩行者を見かけたら速度を落とし、横断歩道を横断
しようとする歩行者がいれば、通行を妨げないよう必ず一時停止をして、歩行者等の保護
の徹底を図る。

また、夕暮れ時や夜間は、道路横断中の歩行者等を早めに発見するため、早めにライト
を点灯するとともに、対向車や先行車がないときの上向きライト（ハイビーム）の使用
により、横断歩行者等被害の交通事故防止を図る。

(2) 歩行者等対策

歩行者は、道路を横断する際、横断歩道が無い場所では車の通過を「待つて」、横断歩道
はあるけれど信号機がない場所では手を上げて意思表示し車を「止めて」、横断歩道と信
号機がある場所では、青でも安全を「確認」する、横断事故防止の3段活用を実践するよ
う呼びかける。

(3) 広報・啓発活動

広報媒体（広報紙（誌）、広報車、防災無線、情報掲示板、SNS等）を活用するなど、あ
らゆる機会を通じて、横断歩道等における一時停止など交通ルールの遵守と歩行者等保護
の徹底を図る。

4 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶

飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転など、悪質・危険な運転によって重大な交
通事故が引き起こされている現状を踏まえ、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じた指導

活動を推進するとともに、運転者としての責任を自覚させ、常に安全運転を実践するよう指導を強化する。

(1) 運転者対策

ア 自動車運転者は、飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転など悪質・危険な運転が重大な犯罪であり、重大事故を引き起こしていること、また、悪質・危険な運転に対する社会からの批判が大きいことを十分認識するとともに、運転者としての責任を自覚し、安全運転を実践する。

イ 家庭においては、飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転など悪質・危険な運転が重大な犯罪であり、重大事故を引き起こしていることや、運転免許取得又は更新時に一定の病気等の症状に関することは正しく申告するなど、運転者としての社会的責任等について話し合い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付ける。

ウ 事業所等においては、安全運転管理者選任事業者において、アルコール検知器を使用した従業員の運転前後のアルコールチェックが義務付けられていることから、確実な実施による飲酒運転の根絶を推進する。

(2) 安全教育の推進

ア 地域、職場においては地域ぐるみ、職場を挙げて、飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転など悪質・危険な運転及びそれらを助長する行為の根絶を訴える。また、セーフティチャレンジ事業等への参加を通じ、運転者としての責任を自覚させ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するよう安全指導を推進する。

イ 高速道路における交通事故は重大な事故となる危険性が高いことを十分認識し、特に安全な運転を心がけるよう指導する。

ウ 運転中は携帯電話の操作や画面の注視をしないなど、安全な使用方法について指導する。また、運転中にカーナビの操作やテレビの視聴を行わないよう指導する。

(3) 交通環境の安全と平穩の確保

ア 地域においては、速度超過などの悪質・危険な運転や爆音走行などの暴走行為を許さない環境づくりに努める。

イ 事業者等は、暴走行為を助長する自動車部品の販売自粛、車両の不正改造の拒否、不法改造車への給油拒否に努める。

(4) 飲酒に伴う交通事故防止対策

ア 飲酒を伴う会合などでひどく酒に酔った人がいる場合は、その人を確実に家まで送り届けるなど、路上寝込みによる交通事故の防止を図る。

イ ひどく酒に酔ったことなどにより路上で寝込んでいる人を見かけた際は、速やかな110番通報を呼びかける。

5 自転車利用時の交通ルール遵守による交通事故防止とヘルメットの着用

自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度を導入すること等を内容とする改正道路交通法が令和8年4月1日から施行されることに伴い、自転車利用者の交通ルールの遵守と、正しい交通マナーの理解・向上による交通事故防止の推進を図るほか、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を踏まえ、交通事故に遭った際に致命傷となりやすい頭部を保護し、自身の命を守るヘルメットの着用を強く呼びかける。

また、「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の下、関係機関団体と連携し、様々な媒体を用いた広報啓発や街頭啓発活動を通して交通安全教育、点検整備、保険加入等の基本的な事項について市民に分かりやすく周知する。

(1) 自転車利用者対策

「自転車安全利用五則」を始めとした交通ルールの遵守、安全な自転車の利用の他、特に、全ての自転車利用者のヘルメット着用を呼びかける。

(2) 自転車の安全で適正な利用に関する指導の推進

- ア 学校等においては、「**自転車ルールブック**」等を活用し、正しい利用などについて指導するとともに、自転車シミュレータ等を活用した危険予測トレーニングを実施する。特に、高校生などの自転車通学者に対しては、ヘルメットの着用とその効果についての理解を深める啓発を実施するほか、定期点検や天候に応じた安全な利用の実際的な指導を行うとともに、街頭指導等を通じて効果的に安全利用を呼びかける。また、自転車通学の児童、生徒、学生及びその保護者に対する保険等への加入状況の確認及び保険に関する情報提供を行う。
- イ 職場においては、「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を行い、自転車通勤者等への交通安全教育、保険加入の確認や情報提供、事業活動で利用する自転車の点検・整備や保険加入等を図る。
- ウ 地域においては、通学・通勤時間帯を重点に、利用者に対する交通安全指導や保護誘導活動を推進する。
- エ 運転免許証自主返納後の交通手段や電動アシスト自転車の普及により、高齢者が自転車を利用する機会が多くなり、事故被害のリスクも高くなることから、高齢者の自転車利用者に対するヘルメット着用を含めた指導を強化する。
- オ 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守についての啓発を推進する。

(3) 安全で快適な自転車通行環境の整備

自転車安全で快適に通行できるとともに、歩行者の安全性を確保できるよう自転車通行環境の整備を推進する。

6 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

交通事故で死傷する方の**中**には、未だシートベルト等を着用していない方もいることから、シートベルトとチャイルドシートの着用義務と交通事故発生時の被害の防止・軽減効果について周知徹底を図り、着用率100パーセントを目指す。

(1) 運転者・同乗者の対策

運転者は、シートベルトを自ら正しく着用するとともに、後部座席を含めた同乗者全員に正しい着用を徹底させる。特に、幼児を乗車させる場合は、体格にあったチャイルドシートを正しく使用する。

(2) シートベルトとチャイルドシート着用徹底の推進

- ア 家庭においては、シートベルトとチャイルドシートの着用効果・必要性について話し合い、交通安全意識の向上を図る。
- イ 地域・職場においては、シートベルトとチャイルドシートの着用徹底について効果的な広報活動を強力に推進するなど、あらゆる機会・媒体を通じて、地域・職場ぐるみの着用強化運動を展開する。
- ウ 学校等では、幼児・児童・生徒に対し、チャイルドシートとシートベルトの正しい着用について指導し、保護者に対しては着用義務について周知を図る。
- エ 妊娠中の方には、産婦人科医の指導に基づいたシートベルトの着用を呼びかける。

(3) 広報・啓発活動

広報媒体（広報紙（誌）、広報車、防災無線、情報掲示板、SNS等）を活用するなど、あらゆる機会を通じて、着用の徹底を呼びかける。

7 交差点・カーブ等における交通事故防止

事故が多発する交差点やカーブ（交通事故危険箇所）等では、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することにより交通事故防止を図る。

(1) 運転者等対策

ア 運転者は、交差点やその付近での安全確認を徹底する。特に、黄色信号の場合は原則として、車両などは停止しなければならない（イエローストップ）ことを認識し、無理な進入を避けるなど危険な運転をしないよう心がけるとともに、一時停止標識等を見落とさないよう十分注意して、出会い頭の事故防止に努める。

また、カーブに進入する際の事前のスピードダウンとカーブの陰になった部分の危険予知を行い、安全な速度と方法で通行することを心がける。

イ 家庭においては、運転者や歩行者の立場から、交差点やカーブ付近における危険性について家族全員で話し合い、無理な横断や信号無視等危険な行為はしないことを確認し、実践する。

ウ 交差点等での追突事故を防止するため、運転者は、十分な車間距離を保持し、脇見・漫然運転や「だろー運転」をせず、前車の状況を注視するとともに、自分の心身状態などにも注意を払い、安全運転に努める。

エ 行楽期等、観光やツーリング目的の長距離ドライバーが当事者となる交通事故を防止するため、定期的に休憩をとることによる居眠り・過労運転の防止に努めほか、不慣れた道路での脇見運転の防止、速度を抑制した走行等により、交差点通過時やカーブを走行する際の安全運転を実践する。

(2) 危険箇所に関する情報共有と環境の整備

ア 学校においては、交差点やカーブの安全な通行方法を指導するとともに、学校周辺の事故多発交差点の所在を児童生徒や保護者等に周知させる。

イ 地域、職場においては、「ヒヤリ地図」の作成などを通じて、交通事故危険箇所の所在を周知させる。

ウ 交通事故危険箇所の事故発生要因及び事故防止対策について現地調査を行い、改善に向けた対策を推進する。

8 ゆずりあい運転の実践

交差点通行時、合流時、車線変更時等の場面で他の車両に道を譲らず、トラブルや交通事故が起きていることから、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践により、思いやりの気持ちを持ったゆずりあい運転の浸透を図る。

(1) 運転者等対策

ア 運転者は、交差点通行時、合流時、車線変更時等に他の車両に道を譲る、右左折や進路変更の際、早めに合図を出して他者に知らせるなど、相手を思いやるゆずりあい運転を実践する。

イ 自転車利用者は、交差点通行時や敷地内から歩道を横切る際、手前でスピードを落とし、歩行者を思いやるゆずりあい運転を実践する。

ウ こどものいる家庭においては、毎月第3日曜日の交通安全話し合いの日などにおいて、家族間で交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することの大切さについて話し合い、保護者は自らこどもの手本となるよう実践する。

(2) 広報・啓発活動

広報媒体（広報紙（誌）、広報車、防災無線、情報掲示板、SNS等）を活用するなど、あらゆる機会を通じて、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践による思いやりの気持ちを持ったゆずりあい運転の浸透を図る。

令和8年度事業計画（案）

事業の名称	期間	内容
春の全国交通安全運動	4月6日～15日	国の交通対策本部が決定した運動の重点に基づき実施する。
自転車安全利用強化月間	5月1日～31日	自転車利用者に対する「自転車安全利用五則」等の交通ルールの徹底、及び県条例に基づき、自転車の点検・整備や保険加入等の周知、街頭における指導啓発活動等を実施する。
第60回定期総会	5月27日	令和7年度事業報告、収入支出決算、並びに令和8年度事業計画（案）、収入支出予算（案）等について審議する。
シートベルト着用強化月間	6月1日～30日	シートベルト着用率100%を目指した取り組みを実施する。
夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動	7月16日～25日	福島県交通対策協議会の要綱に基づき実施する。
第60回交通安全作文・ポスターコンクール	夏休み期間中	交通安全意識の高揚と交通モラルの向上を図るため、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に実施する。 優秀作品は各季の交通安全運動の啓発ポスターとして使用するほか、市民大会等での発表や大型店舗へ展示するなど、交通事故防止を呼びかける。
秋の全国交通安全運動	9月21日～30日	国の交通対策本部が決定した運動の重点に基づき実施する。
第65回福島県交通安全県民大会	10月（予定）	福島県交通対策協議会主催による福島県交通安全県民大会に参加する。
第60回いわき市交通安全市民大会	11月（予定）	各種交通安全関係の表彰や市民の誓い等を実施し、参加者全員で交通事故撲滅を誓い合う。
PM4（ピー・エム・フォー）ライトオン運動	11月1日～2月28日	運転者の午後4時からのライト早め点灯、原則上向きライトの実践・推進をする。
年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動	12月10日～1月7日	福島県交通対策協議会の要綱に基づき実施する。
交通事故白書の作成	3月	令和8年中の交通事故の実態についてまとめる。

交通相談の開催	年間	<p>交通事故被害者の精神的負担を軽減するため、示談や賠償に関する助言等の支援を行う交通相談を開催する。 交通相談員：一般社団法人いわき自家用自動車協会</p>
		<p>運転に不安を抱える高齢者やその家族を対象とした、運転能力や認知機能に関する安全運転相談を開催する。 相談員：自動車教習所（運転能力） 相談員 地域包括支援センター（認知機能）</p>
交通教室の開催	年間	<p>交通安全教育用資材（模擬信号機や交通安全 VR 等）を活用した交通指導員による交通教室を開催し交通教育の推進を図る。</p>
		<p>高齢運転者を対象として、安全運転を継続するための「交通安全トレーニング」と認知機能を維持するための「脳トレ」を組み合わせた「いきいき運転講座」等を開催し、運転可能寿命の延伸を図る。</p>
		<p>公民館等にて、ドライブシミュレーターや交通安全教育用資材を活用した交通安全教室を開催することにより、交通安全対策の推進を図る。</p>
交通安全指導用教材等の貸出し	年間	<p>DVD、模擬信号機などの交通指導用教材の無料貸出しを行う。</p>
交通事故ゼロ・歩行者優先の日	毎月 1 日	<p>こどもや高齢者等に対する思いやり運転を実践する。</p>
シルバー交通安全の日	毎月 15 日	<p>高齢者に対する効果的な交通安全教室の実施等を推進する。</p>
踏切事故防止の日	毎月 23 日	<p>踏切事故防止のための広報活動や安全点検等を推進する。</p>
交通安全話し合いの日	毎月第 3 日曜日	<p>交通安全に関する話し合いを推進する。 交通安全家庭のちかひの実践を推進する。</p>
交通事故死ゼロを目指す日	国の交通対策本部の決定による	<p>国の交通対策本部が決定した運動の重点に基づき実施する。</p>
会議	随時	<p>必要の都度開催する。</p>

(別紙2)

高齢運転者安全運転等支援事業

高齢運転者に対し、健康で長く安全に自動車の運転を継続できるよう支援することにより、高齢運転者の移動手段の確保と交通事故の未然防止を図る。

第1 高齢運転者「交通教室」開催事業

1 目的

地域の中で多くを占める、運転に支障がなく健康で元気な高齢者を対象として高齢運転者の認知機能の維持・改善の効果が期待できる「脳トレ」と「交通安全トレーニング」を組み合わせた「いきいき運転講座」等を開催することにより、現状の運転能力を向上させ、また、認知機能を維持することで、運転可能寿命の延伸を図ることを目的とする。

2 内容

老人クラブや自治会・町内会等から交通教室開催の申請を受け、地域の集会所等を会場に講師を派遣し、上述のいきいき運転講座等の交通教室を開催する。

いきいき運転講座の他にドライブシミュレータ等を使った実技や、道路交通法の改正に合わせた新制度に関する講話等、申請者ごとの時間や要望に合わせて柔軟に対応する。

また、認知機能改善トレーニングは、認知機能の維持に効果が確認されていることから、参加者には教材セット30日分を配付し、自宅での実践を促すこととする。

3 事業効果

- ア 高齢運転者が自身の運転能力や認知機能を理解し、ゆとりある運転「補償運転」を心がけることにより、日ごろの交通安全につながるとともに、運転可能寿命の延伸を図る。
- イ 日常の移動手段を維持することにより、社会参画や外出機会の創出につながる。
- ウ 運転能力や認知機能に不安のある高齢運転者を見つけた場合は、高齢運転者等「安全運転相談」窓口、出張相談のような形へとつなげる。
- エ 自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化やヘルメット着用が努力義務になったことなどの項目を掲載したチラシを作成し、高齢運転者等へ周知を図る。

※ 補償運転とは、心身の衰えを補い危険を避ける安全運転の方法を言い、夜間や朝夕のラッシュ時の運転を控える、時間に余裕を持った行動をする、以前よりスピードを出さない、などがあげられる。

4 展開方針

- ア 介護や認知症の予防を目的とした「つどいの場創出支援事業」などの「つどいの場」は、元気な高齢者を対象としていることから、事業を進める関係機関と連携し、広く事業の展開を図るほか、市出前講座のメニュー化や各公民館の市民講座での開催に向けて広報を行う。
- イ 各地区交通安全対策協議会の総会等において、各地域の区長や行政嘱託員を務める会員を対象に「交通教室」を開催し、各種交通教材を用いた実技や講話を行う。
- ウ 大型店舗において、パンフレットラックに高齢者向けの講座の案内チラシを掲示し、又、街頭啓発等を開催することで多くの市民の方へ交通安全教室の周知を図る。
- エ 老人クラブや自治会・町内会等へ交通安全に関するパンフレット・チラシ等を配ることで、家庭から交通安全意識の高揚を図る。
- オ 市内の自動車教習所等で開催される屋外でのイベント等への参加や、ドライブシミュレータなど各種交通教材を活用した参加・体験・実践型の交通安全講座を開催し、交通事故防止へつなげる。

【交通教室の開催目標】

1 実施回数 80回

令和8年度については、「つどいの場」事業に参加している団体や個人を対象とした自主的開催及び老人クラブや公民館等からの申込みを80回と想定する。

2 参加者 1回あたり 14人

※ 交通教室の開催数80回または1,100人の参加のいずれかの達成を目指す。

第2 高齢運転者等「安全運転相談」窓口事業

1 目的

平成29年3月の道路交通法改正により、75歳以上の高齢運転者に対して、臨時認知機能検査や臨時高齢者講習の新設、臨時適性検査制度の見直し、一定の違反歴のある者の運転機能検査の新設など、運転に不安を持つ高齢者の自主返納は増加している。このような中、運転能力や認知機能の面から、日々の運転に漠然と不安を持つ高齢者やその家族を対象に、安全運転に係る相談窓口を開設し、相談を通して様々な不安の解消を図るとともに、高齢者自身の状況を客観的に理解する機会を提供する。

2 内容

無料の事前予約制とし、運転能力や認知機能等に不安を抱く高齢運転者やその家族等を対象に、安全運転に係る不安を気軽に相談できる窓口を設置する。

運転に専門的な知識や経験を持つ教習所の指導員や、健康福祉に関する様々な指導助言を行っている地域包括支援センターと連携し、運転機能の維持に向けた技術相談や日頃の健康づくりなど、様々な不安の解消を図る。

運転能力に関する相談は、定期的な開催とし、相談者のプライバシーに配慮した会場を確保した上で、1時間程度を目安に相談を受ける。

相談を通じて運転能力に不安を感じた場合は、より専門的な自動車教習所での「高齢者講習」へとつなげ、認知機能の低下が疑われる場合は、地域包括支援センターによる専門的支援につなげる。

また、必要に応じて、集会所等での交通教室と併せて安全運転相談を実施するなど、アウトリーチにも努める。

3 事業効果

ア 高齢運転者が自身の運転能力や認知機能を理解し、補償運転を心がけることにより、日ごろの交通事故防止につなげるとともに、運転可能寿命の延伸を図る。

イ 日常の移動手段を維持することにより、社会参画や外出機会の創出につなげる。

ウ 警察署でも相談窓口を設けているが、足を運ぶ機会が少ないことにより相談に結びついていない状況にあるため、より市民に近く開かれた場所に窓口を設置することで、高齢者の不安解消を図る。

エ 交通教室開催後において安全運転相談を実施することで、これまで顕在化していなかった不安についても拾い上げ、早期の支援につなげる。

4 展開方針

「交通教室」開催等にあたり事業の広報を十分に行い、利用の拡大を図る。

【安全運転相談の開催目標】

実施回数 年間3回

第3 ドライブレコーダーによる高齢運転者支援事業

1 目的

本市においては、交通事故による死者のうち、高齢者の占める割合が依然として高水準で推移している。このような状況を受け、市交通安全対策協議会において、高齢者を対象とした「いきいき運転講座」の開催や、運転能力や認知機能に不安を持つ高齢運転者とその家族を対象とした交通相談の拡充を図ってきたところである。

これらに加え、高齢運転者が自身の運転能力を客観的に認識するとともに、専門家の助言に基づき、自身の運転において改善を要する点や留意点等を把握することで、運転の継続の可否を的確に判断できる機会を提供し、高齢者が巻き込まれる交通事故の発生の防止に資することを目的とする。

2 内容

運転診断を希望する高齢運転者自身または親族等からの申請により市交通安全対策協議会からドライブレコーダーを貸与する。

貸与されたレコーダーについては対象者が主に使用する車両に1週間程度備え付けた上で、運転状況を記録する。

貸与期間経過後、レコーダーを回収し、記録された映像を交通関係機関等において分析した上で、対象者に改善すべき項目等を伝える。

3 事業効果

ア 専門機関からの分析結果に基づき、高齢運転者が自身の運転能力を客観的に理解することを通じ、運転継続の可否を適正に判断することが可能となる。

イ 車内まで記録出来るドライブレコーダーを使用し、高齢運転者の安全確認先を細かくチェックすることで、より一層改善すべき点を把握することができ、運転技術の維持・向上につなげる。

4 展開方針

定期的開催する高齢運転者「交通安全教室」にて受講者に積極的に周知するほか、チラシを作成し啓発の際に配布する。

また、市及び市交通安全対策協議会ホームページなどにより当該事業の広報を十分に行い、利用の拡大を図る。

【ドライブレコーダーによる高齢運転者支援事業の開催目標】

実施回数 年間6回

令和8年5月27日 提出

いわき市交通安全対策協議会
会長 内田 広之